

事故発生防止のための指針

1. 施設における介護事故防止に関する基本的考え方

当施設では、「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供する事を目標に介護事故の防止に努めます。その為に、必要な体制を整備すると共に、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組みます。

2. 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

介護事故発生の防止等に取り組むにあたって「事故防止委員会」を設置します。

(1) 「事故防止委員会」の設置

① 設置の目的

施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いケアを提供する体制を整備します。万が一事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行い施設全体で取り組むことを目的とします。

② 事故防止委員会の構成員

施設長（管理者）＝総括責任者

看護職員、支援相談員、介護支援専門員、介護職員、栄養士等の多職種で構成する。

施設長は構成員の中から必ず事故防止委員長を配置する。

※事故防止委員長（介護科チーフ）

施設長は必要に応じ、施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用する。

③ 事故防止委員会の開催

施設の状況に応じ毎月1回定期的に開催するとともに、必要に応じ随時開催します。

なお、事故防止委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差支えない。

(2) 多職種協同によるアセスメントの実施による事故予防

① 多職種協同によるアセスメントを実施します。

利用者の心身の状態、生活環境、家族関係等から、個々の状態把握に努めます。

事故に繋がる要因を検討し、事故予防に向けた各種サービス計画を作成します。

② 介護事故予防の状況が事故に繋がらないよう、定期的なカンファレンスを開催します。

(3) 介護事故の発生防止における各職種の責務及び役割

施設内において、事故発生防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な責務及び役割を果たします。

（施設長）

1) 事故発生予防のための総括管理

2) 事故防止委員会総括責任者

（事故防止委員長）

1) 事故発生の防止のための指針管理

2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底

3) 事故防止委員会運営の推進と管理

4) 事故発生の防止のための職員に対する研修

5) 総括責任者（施設長）への速やかな報告

（看護職員）

- 1) 医師、協力病院との連携を図る
- 2) 施設における医療的行為の範囲についての整備
- 3) 介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- 4) 処置への対応
- 5) 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止策の検討
- 6) 記録は正確、かつ丁寧に記録する

(支援相談員・介護支援専門員)

- 1) 事故発生予防のための指針の周知徹底
- 2) 緊急時連絡体制の整備（施設、家族、行政機関）
- 3) 報告（事故報告・ヒヤリハット）システムの確立
- 4) 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止策の検討
- 5) 介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- 6) 家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応

(栄養士)

- 1) 食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導
- 2) 食中毒予防の教育と指導の徹底
- 3) 緊急時連絡体制の整備（保健所、各関係機関、施設、家族）
- 4) 利用者の状態に合わせた食事形態の工夫

(介護職員)

- 1) 食事・入浴・排泄・移動など介助における基本的知識を身につける
- 2) 利用者の意向に沿った対応を行い無理な介護は行わない
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性を知る
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し、些細な変化に注意する
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとること
- 6) 記録は正確、かつ丁寧に記録する。

3. 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。
- (2) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。
- (3) また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。

4. 介護事故等の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

- 報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。
- (1) 介護事故等について報告するための様式を整備します。
 - (2) 介護職員その他の職員は、介護事故の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い介護事故等について報告します。
 - (3) 事故防止委員会において、報告された事例を集計し分析します。
 - (4) 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生

- 原因・結果等を取りまとめ、防止策を検討します。
- (5) 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底します。
- (6) 防止策を講じた後に、その効果について評価します。

5. 介護事故等発生時の対応に関する基本方針

介護事故が発生した場合には、下記により速やかに対応します。

(1) 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。

関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。

状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速に手続きを行います。

(2) 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で速やかに報告します。

報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載します。

(3) 関係者への連絡・報告

関係職員からの報告等に基づき、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行います。

ショートステイ等の利用者の場合は、担当ケアマネジャーにも連絡します。

必要に応じて保険者に事故等発生状況報告書の提出により報告します。

(4) 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当該施設の加入する損害賠償責任保険で対応します。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者及びご家族の求めに応じて平日 9 時から 17 時の間、施設内にて自由に閲覧することが出来ます。

7. その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

- (1) 生活リスク等の発見・把握のための予防措置を講じるよう努めます。
- (2) 苦情・相談対応体制を活用し、家族の声を介護等事故の発生の防止に役立てます。
- (3) 介護事故防止対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的に改定を行います。
- (4) 災害に関しては、防災計画等に準じて行動します。

この指針は 平成 25 年 4 月 1 日より施行する
平成 30 年 4 月 1 日 改訂
令和 3 年 10 月 1 日 改訂
令和 5 年 4 月 1 日 改訂

事故発生防止のための指針

介護事故防止・介護事故発生時のフローチャート

